

# 記載例

様式第1号（第2条関係）

## 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 6年〇〇月〇〇日

三戸町選挙管理委員会委員長 様

令和6年3月10日執行 三戸町議会議員一般選挙  
候補者 **選管 太郎**

### 記

#### 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 年 月 日			円	
令和 年 月 日			円	

#### 2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和 6年〇月〇日	<b>株式会社〇〇 三戸町大字〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇</b>	<b>令和 6年〇月〇日 から〇月〇日まで</b>	<b>80,500 円</b>	
運転手の雇用	令和 6年〇月〇日	<b>〇〇 〇〇</b>	<b>雇用期間： 令和 6年〇月〇日 ～〇月〇日</b>	<b>62,500 円</b>	
燃料代	令和 6年〇月〇日	<b>有限会社〇〇 三戸町大字〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇</b>	<b>供給量 235ℓ 八戸わ 300 〇〇-〇〇</b>	<b>38,500 円</b>	

#### 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

**記載例**

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 6年〇〇月〇〇日

三戸町選挙管理委員会委員長 様

令和6年3月10日執行 三戸町議会議員一般選挙  
候補者 **選管 太郎**

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに 法人にあっては その代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	
令和 6年〇月〇日	<b>株式会社〇〇 三戸町大字〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇</b>	<b>1,600</b> 枚	<b>12,368</b> 円	
令和 年 月 日		枚	円	
令和 年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

# 記載例

様式第3号（第2条関係）

## 選挙運動用ポスター作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 6年〇〇月〇〇日

三戸町選挙管理委員会委員長 様

令和6年3月10日執行 三戸町議会議員一般選挙  
候補者 **選管 太郎**

### 記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 6年〇月〇日	有限会社〇〇 三戸町大字〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇	156 枚	324,480 円	
令和 年 月 日		枚	円	
令和 年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

# 記載例

様式第4号（第3条関係）

## 選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の選挙運動用自動車燃料代につき、三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 6年〇〇月〇〇日

三戸町選挙管理委員会委員長 様

令和6年3月10日執行 三戸町議会議員一般選挙  
候補者 選管 太郎

### 記

- 1 契約年月日 令和 6年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
氏名又は名称：有限会社〇〇  
住 所：三戸町大字〇〇〇〇  
代表者の氏名：代表取締役 〇〇〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
八戸 300 わ 〇〇-〇〇
- 4 確認申請金額 38,500 円

区 分	購入金額	左のうち確認済 又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今回の購入金額 (b)	38,500 円	38,500 円
燃料代計 (a) + (b)	38,500 円	38,500 円
備 考		

### 備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から三戸町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

# 記載例

様式第5号（第3条関係）

## 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 6年〇〇月〇〇日

三戸町選挙管理委員会委員長 様

令和6年3月10日執行 三戸町議会議員一般選挙  
候補者 選管 太郎

### 記

- 1 契約年月日 令和 6年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
氏名又は名称：株式会社〇〇  
住 所：三戸町大字〇〇〇〇  
代表者の氏名：代表取締役 〇〇〇〇
- 3 確認申請枚数 〇,〇〇〇 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	〇,〇〇〇枚	〇,〇〇〇枚
枚数計 (a) + (b)	〇,〇〇〇枚	〇,〇〇〇枚
備 考		

### 備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から三戸町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

# 記載例

様式第 6 号（第 3 条関係）

## 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 6 年〇〇月〇〇日

三戸町選挙管理委員会委員長 様

令和 6 年 3 月 10 日執行 三戸町議会議員一般選挙  
候補者 選管 太郎

### 記

- 1 契約年月日 令和 6 年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
氏名又は名称：有限会社〇〇  
住 所：三戸町大字〇〇〇〇  
代表者の氏名：代表取締役 〇〇〇〇
- 3 確認申請枚数 〇,〇〇〇 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	〇,〇〇〇枚	〇,〇〇〇枚
枚数計 (a) + (b)	〇,〇〇〇枚	〇,〇〇〇枚
備 考		

### 備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から三戸町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

# 記載例

様式第10号（第5条関係）

## 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 6年〇〇月〇〇日

令和6年3月10日執行 三戸町議会議員一般選挙  
候補者 **選管 太郎**

### 記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をして ください。)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	株式会社〇〇 三戸町大字〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
トヨタハイエース 八戸 300 わ 〇〇-〇〇	令和 6年〇月〇日	16,100 円	
〃	令和 6年〇月〇日	16,100 円	
〃	令和 6年〇月〇日	16,100 円	
〃	令和 6年〇月〇日	16,100 円	
〃	令和 6年〇月〇日	16,100 円	

### 備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が三戸町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、三戸町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
  - (2) (1)以外の場合 16,100 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、三戸町に支払を請求することはできません。

# 記載例

様式第 1 1 号 (第 5 条関係)

## 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 6 年〇〇月〇〇日

令和 6 年 3 月 1 0 日執行 三戸町議会議員一般選挙  
候補者 **選管 太郎**

### 記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		有限会社〇〇 三戸町大字〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和 6 年〇月〇日	八戸 300 わ 〇〇-〇〇	〇〇ℓ	7,700 円	
令和 6 年〇月〇日	八戸 300 わ 〇〇-〇〇	〇〇ℓ	7,700 円	
令和 6 年〇月〇日	八戸 300 わ 〇〇-〇〇	〇〇ℓ	7,700 円	
令和 6 年〇月〇日	八戸 300 わ 〇〇-〇〇	〇〇ℓ	7,700 円	
令和 6 年〇月〇日	八戸 300 わ 〇〇-〇〇	〇〇ℓ	7,700 円	

#### 備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が三戸町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、三戸町に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

記載例

様式第 1 2 号 (第 5 条関係)

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 6 年〇〇月〇〇日

令和 6 年 3 月 1 0 日執行 三戸町議会議員一般選挙  
候補者 選管 太郎

記

運転手の氏名及び住所	住所：三戸町大字〇〇〇〇 氏名：〇〇 〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和 6 年〇〇月〇〇日	12,500 円	〇月〇日 1 台
令和 6 年〇〇月〇〇日	12,500 円	〇月〇日 1 台
令和 6 年〇〇月〇〇日	12,500 円	〇月〇日 1 台
令和 6 年〇〇月〇〇日	12,500 円	〇月〇日 1 台
令和 6 年〇〇月〇〇日	12,500 円	〇月〇日 1 台

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が三戸町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、三戸町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 6 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、三戸町に支払を請求することはできません。

# 記載例

様式第 1 3 号 (第 5 条関係)

## 選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 6 年〇〇月〇〇日

令和 6 年 3 月 1 0 日執行 三戸町議会議員一般選挙  
候補者 選管 太郎

### 記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇 三戸町大字〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
作成枚数	1,600 枚
作成金額	12,368 円
備考	

### 備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が三戸町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、三戸町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数
    - 三戸町議会議員の選挙の場合 1,600 枚
    - 三戸町長の選挙の場合 5,000 枚
  - 限度額  
7 円 73 銭(単価)×当該作成枚数  
※1 円未満の端数は切上げ

# 記載例

様式第14号（第5条関係）

## 選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 6年〇〇月〇〇日

令和6年3月10日執行 三戸町議会議員一般選挙  
候補者 選管 太郎

### 記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	有限会社〇〇 三戸町大字〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
作成枚数	156枚
作成金額	324,480円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	130箇所

### 備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が三戸町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、三戸町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数  
当該選挙区におけるポスター掲示場数×1.2枚
  - 限度額  
 $\{200,000円 + (541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数})\} \div \text{ポスター掲示場数} = \text{単価}$   
※1円未満の端数は切上げ  
単価×確認された作成枚数=限度額

# 記載例

様式第15号（第6条関係）

## 請求書（選挙運動用自動車の使用）

三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和 6年〇〇月〇〇日

三戸町長 様

住所：三戸町大字〇〇〇〇  
氏名：株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇 印

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

### 記

- 1 請求金額 〇〇,〇〇〇円
- 2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和6年3月10日執行 三戸町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 選管 太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇〇〇〇〇		

### 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三戸町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

# 記載例

(別紙)その1

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	70,000 円 × 1 台 = 70,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	64,500 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日 日	70,000 円 × 1 台 = 70,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	64,500 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	70,000 円 × 1 台 = 70,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	64,500 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	70,000 円 × 1 台 = 70,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	64,500 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	70,000 円 × 1 台 = 70,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	64,500 円	
令和 年 月 日	円 × 1 台 = 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	円	
令和 年 月 日	円 × 1 台 = 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	円	
計			322,500 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

# 記載例

(別紙) その2

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	17,000 円 × 1 台 = 17,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	17,000 円 × 1 台 = 17,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	17,000 円 × 1 台 = 17,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	17,000 円 × 1 台 = 17,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	17,000 円 × 1 台 = 17,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
令和 年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
計			80,500 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

# 記載例

(別紙) その2

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 6 年〇月〇日	八戸 300 わ 〇〇-〇〇	160 円 × 45ℓ = 7,200 円			
令和 6 年〇月〇日	〃	160 円 × 40ℓ = 6,400 円			
令和 6 年〇月〇日	〃	160 円 × 50ℓ = 8,000 円			
令和 6 年〇月〇日	〃	160 円 × 43ℓ = 6,880 円			
令和 6 年〇月〇日	〃	160 円 × 47ℓ = 7,520 円			
令和 年 月 日		円 × ℓ = 円			
令和 年 月 日		円 × ℓ = 円			
計		36,000 円			

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

# 記載例

(別紙) その2

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和 6 年 ○ 月 ○ 日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
計			60,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

# 記載例

様式第16号（第6条関係）

## 請求書（選挙運動用ビラの作成）

三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和 6年〇〇月〇〇日

三戸町長 様

住所：三戸町大字〇〇〇〇  
氏名：株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇 印

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

### 記

- 請求金額 〇〇,〇〇〇円
- 内訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 令和6年3月10日執行 三戸町議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 選管 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇〇〇〇		

### 備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、三戸町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円 8.00	枚 1,600	円 12,800	円 7.73	枚 1,600	円 12,368	円 7.73	枚 1,600	円 12,368	

備考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

# 記載例

様式第17号（第6条関係）

## 請求書（選挙運動用ポスターの作成）

三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和 6年〇〇月〇〇日

三戸町長 様

住所：三戸町大字〇〇〇〇  
氏名：株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇 印

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

### 記

- 1 請求金額 〇〇,〇〇〇円
- 2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和6年3月10日執行 三戸町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 選管 太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇〇〇〇		

### 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三戸町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

選挙区における ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
箇所 130	円 <b>2,000</b>	枚 <b>156</b>	円 <b>312,000</b>	円 2,080	枚 156	円 324,480	円 <b>2,000</b>	枚 <b>156</b>	円 <b>312,000</b>	

備考

- 1 「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。  
{200,000円+(541円31銭×ポスター掲示場数)}÷ポスター掲示場数  
※1円未満の端数は切上げ
- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。